資料　８－２ア

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

国民健康保険税の減額に係る基準の見直し

（第２２条関係）

平成３０年度税制改正において、給与所得控除・公的年金所得控除について１０万円引き下げるとともに、基礎控除を１０万円引き上げることとされた。これに伴い、所得情報を活用している国民健康保険税や給付の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう軽減判定基準の見直しを行うもの。

【改正前】

・７割軽減基準額：基礎控除額３３万円

・５割軽減基準額：基礎控除額３３万円＋２８．５万円×被保険者数

・２割軽減基準額：基礎控除額３３万円＋５２万円×被保険者数

【改正後】

・７割軽減基準額：基礎控除額４３万円
＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

・５割軽減基準額：基礎控除額４３万円＋２８．５万円×被保険者数
＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

・２割軽減基準額：基礎控除額４３万円＋５２万円×被保険者数
＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

なお、公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に限る。）の控除を受けた場合における第２２条の適用にあたっては、１１０万円とあるのは１２５万円とする。

（附則第２項関係）

長期譲渡所得の特例の創設に伴う規定の整備

（附則第４項及び第５項関係）

低未利用土地等の活用促進を図るため、低未利用土地等を個人が譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、所要の規定の整備をするもの。

施行日等

令和３年１月１日（令和３年度課税分から適用）